

令和7年度神奈川県動物愛護管理推進協議会次第

日 時 令和8年3月13日(金)
9:30~11:30
開催方法 Teamsによるオンライン会議

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 「神奈川県動物愛護管理推進計画(令和3年度~令和12年度)に基づく令和7年度実施結果(案)」について

(2) 「神奈川県動物愛護管理推進計画に基づく令和8年度実施計画(案)」について

4 報告事項

(1) 令和8年度神奈川県動物愛護推進員の任命について

(2) 各自治体における取組について

ア ペットリエゾンについて(神奈川県)

イ 動物愛護センターの整備等に関する基本協定の締結について(相模原市)

5 その他

【資料】

資料1: 神奈川県動物愛護管理推進計画の数値指標に係る統計(令和6年度)

資料2: 神奈川県動物愛護管理推進計画(令和3年度~令和12年度)令和7年度実施結果(案)

資料3: 神奈川県動物愛護管理推進計画 令和8年度実施計画(案)

資料4: 令和8年度神奈川県動物愛護推進員名簿

資料5-1: 記者発表資料(神奈川県)

資料5-2: ペットリエゾンの紹介チラシ(神奈川県)

資料6-1: 記者発表資料(相模原市)

資料6-2: 報道資料(相模原市)

資料7: 令和7年度神奈川県動物愛護管理推進協議会委員 名簿

参 考 資 料: 神奈川県動物愛護管理推進協議会設置要綱

神奈川県動物愛護管理推進計画（令和3年度～令和12年度） 令和7年度実施結果(案)

全ての施策について、年度計画を達成しました。

施策1 動物愛護管理に関する普及啓発

① 動物愛護普及行事の実施

動物愛護週間等の行事として、市民、動物関係団体、獣医師会等と協力し、「動物フェスティバル」「動物愛護フェア」「動物愛護のつどい」等の動物愛護週間事業を開催し、県民の動物愛護精神の高揚を図るとともに、区民まつり等のイベント時に獣医師会、関係団体等と協力し、普及啓発活動を実施した。主な活動は次のとおり

| | 事業名 | 全参加人数（概算） |
|------|------------------------|-----------|
| 県 | 動物フェスティバル神奈川2025inいせはら | 9,000 |
| 横浜市 | 動物愛護フェスタよこはま2025 | 11,000 |
| 川崎市 | 動物愛護フェアかわさき2025 | 2,600 |
| 相模原市 | さがみはら動物愛護キャンペーン2025 | 500 |
| 横須賀市 | 動物フェスティバルよこすか2025 | 2,500 |
| 藤沢市 | 第52回動物愛護のつどい | 1,400 |
| 茅ヶ崎市 | 犬と猫の譲渡会 | 100 |

② 適正飼養講習会等の開催

動物の飼養者や譲渡対象者等を対象に、適正飼養、しつけ方等についての各種教室、講習会の開催や、獣医師会に委託し相談を実施した。また、小学生等を対象としたいのちの教室、夏休み教室等を開催した。主な活動は次のとおり

| | | 事業名 | 全実施回数 | 全参加人数 |
|-------------|------|----------------------|-------|-------|
| 講 習 会 | 県 | 譲渡前講習会（オンラインにて実施） | 360 | 360 |
| | 横浜市 | 譲渡前講習（個別面談にて実施） | 56 | 106 |
| | 川崎市 | 譲渡前・譲渡時講習会（個別面談にて実施） | 40 | 94 |
| | 相模原市 | 犬のしつけ方教室 | 3 | 52 |
| | 横須賀市 | 犬の飼い方教室 | 2 | 38 |
| | 藤沢市 | 犬の飼い方セミナー 実践編 | 2 | 20 |
| | 茅ヶ崎市 | 市民まなび講座、地区防災訓練内講座 | 1 | 16 |
| 相 談 | 県 | 犬等のしつけ相談 | 19 | 19 |
| | 川崎市 | 動物健康電話相談 | 1,615 | 1,615 |
| | 相模原市 | 猫の相談会 | 15 | 103 |

| | | 事業名 | 全実施回数 | 全参加人数 |
|--------|------|--------------------------------------|-------|-------|
| 体 験 | 県 | 夏休み等（長期休み）の教室 | 9 | 76 |
| | 横浜市 | 子どもアドベンチャーカレッジ2025 動物愛護センターのお仕事を学ぼう！ | 2 | 155 |
| | 川崎市 | いのち・MIRAI教室 | 46 | 1,233 |
| | 横須賀市 | 動物愛護センターのお仕事を学ぼう教室 | 2 | 38 |
| | 茅ヶ崎市 | 散歩マナーパトロール（12～3月実施予定） | 4 | 40 |

② 教育現場等での普及啓発の推進

保育所、幼稚園、小学校等において、発達の段階に応じて、命の大切さや動物を飼うことに伴う責任など、動物愛護に関する普及啓発を図った。主な活動は次のとおり

| | 実施内容 |
|------|---|
| 県 | 幼稚園、保育園、小学校等からの依頼に基づき、いのちの大切さを伝える「いのちの教室」を実施した。（出張型及び施設見学含む来所型） |
| 横浜市 | 小学校、中学校からの依頼に基づき、動物愛護普及啓発を目的とした講習会や職業講話を行った。 |
| 川崎市 | 保育園、小学校等を対象に、かわさき犬・猫愛護ボランティアと協働して動物愛護精神普及啓発を目的とした講習会の実施や啓発冊子の配布を行った。 |
| 相模原市 | 大学へ出張し、人と動物との共生について考える「命の講座」を実施した。 実績：1回 参加人数：6名 |
| 横須賀市 | 小学校へ出張し、ボランティア団体と協働で動物愛護精神の普及啓発を目的とした講習会と音楽劇を実施した。 実績：1回 参加人数164名 |
| 藤沢市 | 市内小学生を対象とした「人と動物の絵コンクール」を実施した。 実績：1回 小学校が参加 人と動物の絵コンクール 応募作品数 2,278点 |
| 茅ヶ崎市 | 市内中学校の総合学習に協力し、ペットの保護・譲渡について市の取り組みを紹介した。実績：1回 参加：4名 |

④ 広報媒体による普及啓発

インターネット、広報紙、リーフレット等を活用し、動物愛護管理に関する普及啓発を図った。主な活動は次のとおり

| | 実施内容 |
|-----|---|
| 県 | ホームページ・公式SNSなどを利用して動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を実施した。 |
| 横浜市 | 広報よこはま、ホームページ、公式SNSなどを利用して、動物愛護や適正飼育、ペット災害対策などについて普及啓発を実施した。 |
| 川崎市 | 市政だより、市のホームページ、公式SNS、かわさきFM及び地域情報誌等を利用して、動物の適正飼養や災害対策に関する普及啓発を実施した。 |

| | 実施内容 |
|------|--|
| 相模原市 | 広報さがみはら、ホームページ、公式SNS等を利用して、動物の愛護や適正飼養に関する普及啓発を実施した。 |
| 横須賀市 | 広報よこすか、ホームページ、公式SNS等を利用して、普及啓発を実施した。 |
| 藤沢市 | 広報ふじさわ、ホームページ、公式SNS等を利用して、普及啓発を実施した。 |
| 茅ヶ崎市 | 茅ヶ崎市広報掲示板、広報紙、メール配信サービス等を利用して、動物愛護や適正飼育に関しての普及啓発を実施した。 |

施策2 動物の引取り数減少への取組

① 飼い主への普及啓発等

動物の引取りを申し出る者に対して、原則として事前相談を受けるものとし、終生飼養や自ら譲渡先を探す等、飼い主への適正飼養指導を行い、普及啓発を図った。主な活動は次のとおり

| | 実施内容 |
|------|---|
| 県 | 犬猫の殺処分ゼロを継続している中で、引き続き収容数減少や、返還・譲渡の推進に向けて取組みを行った。 |
| 横浜市 | 収容数の減少及び返還・譲渡の推進を図るため、飼い主に対し、譲渡先を探す等の指導等を実施した。また、適正飼育や終生飼養に関する普及啓発に取り組んだ。 【新規】 |
| 川崎市 | 飼い主への適正飼養啓発のほか、社会福祉部局と連携して、ケアマネジャー等に対し、高齢者のペット問題等に関する周知を行い、注意を要する事例の早期探知への協力を呼びかけた。 |
| 相模原市 | 飼い主の緊急時に備えた緊急時連絡カード、ステッカー及び缶バッジを作成し、ペットの預け先の事前確保等に係る普及啓発を実施した。 |
| 横須賀市 | 収容数の減少及び返還・譲渡の推進を図るため、飼い主に対し、譲渡先を探す等の指導を実施した。また、適正飼育や終生飼養に関する普及啓発に取り組んだ。 【新規】 |
| 藤沢市 | 飼い主の緊急時に備えた緊急時連絡カードを作成・配布し、緊急時のペットの預け先の事前確保等、飼い主への普及啓発を図った。高齢者等が飼っているペットの引取りを減らすため、ペット見守りリーフレットを作成し、福祉部局等と連携した配布を行った。【新規】 |

② 新たに飼い主となる人への啓発

チラシやリーフレット、譲渡前講習会などを通じて、新たに動物の飼い主となる人に向けて、動物を適正に飼養するよう普及啓発を図った。主な活動は次のとおり

| | 実施内容 |
|-----|---|
| 県 | 新たに飼い主となる人に対して、マイクロチップの装着に係るリーフレットを譲渡前講習会の受講証交付時等に配布した。 |
| 横浜市 | 犬猫等の譲渡前講習を個別に実施し、動物を適正に飼養するための知識の普及啓発を実施した。実績：参加人数 106名 |

| | 実施内容 |
|------|--|
| 川崎市 | 動物愛護センターで譲渡希望者を対象に、譲渡前・譲渡時講習会を行い、動物を適正に飼養するための知識の普及啓発を実施した。 |
| 相模原市 | 一般譲渡対象者に対する譲渡前講習会や、猫の譲渡面接会での譲渡希望者に対する譲渡前面接を行い、動物を適正に飼養するための知識の普及啓発を実施した。 |
| 横須賀市 | 犬や猫の飼い主向けのチラシやリーフレットを窓口や動物取扱業施設へ配架依頼し、適正飼養について啓発を図った。 |

③ 繁殖制限措置の実施の推進

動物愛護センターから譲渡する犬や猫、飼い主のいない猫などを対象として、次のとおり避妊又は去勢手術を実施し、みだりな繁殖の防止を推進した。

(対象：県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市)

| | 犬 | 猫 |
|------|----|----|
| 県 | 20 | 51 |
| 横浜市 | 6 | 75 |
| 川崎市 | 5 | 52 |
| 相模原市 | 3 | 5 |
| 横須賀市 | 5 | 9 |

施策3 動物の返還・譲渡の推進

① 動物の返還の推進

動物愛護センター等に収容された犬等についてホームページに情報を公開し、また、犬の登録及び鑑札の装着など、所有明示措置を実施するよう飼い主責任の徹底について指導を実施するなど、返還を推進した。

② 動物の譲渡の推進

飼えなくなった動物の引取りや迷い犬の収容を行い、譲渡会などのイベントやSNSなどを利用した広報を利用して譲渡促進を図った。主な活動は次のとおり

| | 実施内容 |
|-----|--|
| 県 | かながわペットのいのち基金を活用した収容動物の治療や馴化訓練、譲渡会の開催により譲渡を推進した。 |
| 横浜市 | 横浜市動物愛護センターにおいて、譲渡登録団体による譲渡会を開催し、譲渡の推進を図った。 |
| 川崎市 | 市のホームページや公式SNSを利用して譲渡動物情報等を発信するとともに、川崎市獣医師会による診療協力やボランティアによる馴化協力のもと、譲渡の推進を図った。 |

| | 実施内容 |
|------|---|
| 相模原市 | 「人と猫との共生社会支援事業」において、猫の譲渡面接会を実施した。猫の譲渡を希望する人と飼養を希望する人とを会において引き合わせ、猫の譲渡に努めた。 実績：8回（譲受希望者数 224名、参加頭数 215頭、譲渡成立数 55頭） また、市に収容されている猫の譲渡会を民間施設で実施した。 実績：4回（参加頭数23頭、譲渡成立数7頭） ホームページ、公式SNS、新しい飼い主募集サイト、ホームセンターの掲示板等を利用して、譲渡動物情報を発信した。 |
| 横須賀市 | 動物愛護基金を活用し、動物愛護センター愛護棟を飼養管理に適した環境に整えることで猫の譲渡を推進した。 収容した負傷動物の内、動物愛護センターで診断が困難なケースについて、診断及びその後の治療方針等の助言を委託獣医師から受けることにより、適切な治療を施すことで譲渡を推進した。 |
| 藤沢市 | 動物愛護推進員と連携して合同譲渡会を開催し、譲渡の推進を図った。 |
| 茅ヶ崎市 | 市と協働事業を実施しているボランティア団体の譲渡会の日程等をホームページや広報、メール配信サービス等に掲載し、ボランティア活動を支援した。 |

施策4 所有明示の推進

① 犬の登録等の推進

講習会、収容犬の返還時、広報紙等への掲載により、登録等を推進した。

② 所有明示の推進

マイクロチップの装着の普及啓発を行い、所有明示の推進をした。主な活動は次のとおり

| | 実施内容 |
|------|---|
| 県 | ホームページでのマイクロチップ装着の啓発等により、所有明示の普及推進を図った。また、動物愛護センターから譲渡する犬猫については、原則マイクロチップを装着した。実績：マイクロチップ装着数 犬 23頭、猫 154頭 |
| 横浜市 | マイクロチップ装着を推進するため、飼い犬、飼い猫に対し、装着費用の一部補助を行った。実績：犬 19頭、猫 112頭 |
| 川崎市 | 犬猫のマイクロチップ装着の推進や、狂犬病予防法の特例制度について、ホームページへの掲載、窓口配架等により、普及啓発を行った。 |
| 相模原市 | 犬の登録窓口においてリーフレットを配布し、ホームページの掲載を行い、マイクロチップ装着について普及啓発を行った。 |
| 横須賀市 | マイクロチップの普及の推進や、ホームページへの掲載等により、普及推進を図った。実績：動物愛護センターから譲渡する犬猫については、原則マイクロチップを装着した。マイクロチップ装着数 犬7頭、猫16頭 |
| 藤沢市 | 犬の登録窓口において、リーフレットを配布しマイクロチップ装着について普及啓発を行った。 |
| 茅ヶ崎市 | マイクロチップ装着に関する普及啓発チラシ等の配布及びホームページへの掲載を行った。 |

施策5 動物による危害や迷惑の防止

① 飼い主のいない猫への対策

猫の適正飼養の啓発や避妊又は去勢手術の支援等を行った。主な活動は次のとおり

| | 実施内容 |
|------|--|
| 県 | 飼い主がいない猫を適正に管理できると認められる者に対して、捕獲器の貸出を行うとともに、動物愛護センター及び委託動物病院で対象猫の避妊又は去勢手術を行った。手術実績：44頭（動物愛護センター：16頭、委託動物病院：28頭） |
| 横浜市 | 「地域猫活動支援事業」に登録した地域の猫について動物愛護センターで避妊又は去勢手術を行うなど、地域猫活動の支援を実施した。また、地域猫活動に関する相談も受けた。実績：41地域を手術等支援対象活動地域として登録。活動対象猫1511頭のうち、動物愛護センターで48頭（雄26頭、雌22頭）の避妊又は去勢手術を実施した。 |
| 川崎市 | 「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」や「地域猫活動サポーター登録制度」を周知するとともに、地域猫活動セミナーを開催して地域猫活動の考え方を普及推進した。また、地域猫活動サポーターが管理する猫について、不妊又は去勢手術費用の補助を強化するとともに、動物愛護センターでの無料手術を行った。 実績：登録数 53団体 動物愛護センターでの手術 28頭（雄 18頭、雌 10頭） |
| 相模原市 | 「人と猫との共生社会支援事業」において、猫の相談会、地域猫活動支援事業を行った。実績：猫の相談会 15回 相談件数 87件 参加人数 103名 野良猫等不妊去勢手術助成事業において、野良猫の不妊又は去勢手術費用の助成を行った。実績：手術頭数 385頭（雄 173頭、雌212頭） 地域猫活動支援事業において、地域猫の不妊又は去勢手術費用の助成を行った。実績：手術頭数 11頭（雄 9頭、雌 2頭） |
| 横須賀市 | 地域猫活動支援事業において、地域猫活動団体の登録と、登録した団体の管理する猫について動物愛護センターで避妊又は去勢手術を行った。 実績：登録団体61団体 避妊又は去勢手術の実施53頭 |
| 藤沢市 | 「藤沢市さくらねこ無料不妊手術事業」において、公益財団法人どうぶつ基金が配布する無料不妊手術チケットを利用し、登録団体と協働して飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術を実施した。実績：54頭 |
| 茅ヶ崎市 | 「飼い主のいない猫の不妊去勢手術及び猫の適正管理普及啓発事業」において、ボランティア団体との協働事業により飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術を実施した。実績：9頭（12月末時点） |

② 飼い主への普及啓発

適正飼養講習会の実施、ホームページ等への掲載、犬の糞尿に対する啓発看板の配布などにより、動物の飼い主に対し、適正な飼養管理等について指導、普及啓発を行った。主な活動は次のとおり

| | 実施内容 |
|------|---|
| 県 | リーフレット「飼い主さんの心得」等を活用し、適正な飼養管理等について指導、普及啓発を行った。 |
| 横浜市 | 犬のフン尿の始末啓発プレートを配布した。 |
| 川崎市 | 犬の飼い主に対し「飼い犬のしおり」を配布した。 約50,000枚 |
| 相模原市 | 犬のフン尿持ち帰り啓発看板配布した。 401枚 |
| 横須賀市 | 犬の飼い方啓発看板を配布した。 377枚 |
| 藤沢市 | 犬の飼い主に対して適正飼養のチラシを配布した。 15,960枚 また犬のふん尿防止啓発看板を配布した。 285枚 |
| 茅ヶ崎市 | 犬のマナー啓発看板を配布した。206枚 犬・猫の適正飼養啓発チラシを配布した。(町内会・自治会等) 3025枚 |

③ 犬による危害等防止

犬については、狂犬病予防及び動物愛護管理の両面から、捕獲、抑留又は野犬等の収容により、こう傷事故等の未然防止を図るとともに、事故発生時には迅速に対応し、飼養者に対して適正な飼育方法を指導することにより事故の再発を防止した。

③ 特定動物による危害等防止

特定動物の飼養等許可及び飼養施設の監視を行い、逸走防止のための措置や特定動物の飼養又は保管に対する法令遵守を徹底させ、特定動物による危害の発生防止を図った。

(対象：県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市)

⑤ 不適正な多頭飼育対策

犬猫の多頭飼育による不適正な飼育を防止するため、福祉部局等の関係機関と連携を強化し、飼い主に対する調査、指導等の対応を行った。主な活動は次のとおり

| | 実施内容 |
|--------------------------|--|
| 県 横須賀市 藤沢市 茅ヶ崎市 | 10頭以上の犬や猫を飼う場合の届出を条例で制定し、多頭飼育者の早期把握と、必要に応じた適正飼育の助言や指導を行った。 |
| 県 | 多頭飼育の崩壊の未然防止対策として、ペトリエゾン(訪問型動物相談支援員)が積極的に福祉関係機関を訪問し、福祉的な支援を必要とする方のペットに関する問題の解決をサポートする活動を開始した。 |
| 横浜市 | 多頭飼育問題にかかる原因や課題等を共有し、対策等、多機関連携体制や対応力強化のため、関係部署を対象に職員を講師とした研修を実施した。 |
| 川崎市 | 令和7年3月に制定した「多頭飼育問題対応マニュアル」に基づき、多機関で連携しながら対応するとともに、飼い主による不妊去勢手術の実施が難しいと認められる事案については、動物愛護センターでの無料手術を行った。 実績：動物愛護センターでの手術 猫11頭 |

| | 実施内容 |
|------|--|
| 相模原市 | 6頭以上の犬又は猫を飼う場合に、条例に基づく届出が義務化されたことの周知を図るとともに、届出により飼育状況を早期に把握し、必要に応じて、適正飼育について助言や指導を行った。【新規】 |

施策6 遺棄・虐待防止の取組

① 普及啓発

動物を安易に飼い始めないこと、飼養開始前に動物の習性等を理解しておくことについて、リーフレット、ホームページ等により普及啓発を図った。また、動物の遺棄を防止するため、飼えなくなった犬猫等の動物を引き取った。

② 遺棄・虐待発生時の対応

警察、市町村、自治会、動物愛護団体等との連携を密にし、適正飼養の普及啓発、連絡体制の構築により、遺棄・虐待発生時の対応を図った。

施策7 動物取扱業の適正化

① 動物取扱業者への監視指導等

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業者の登録申請、施設立入検査、苦情対応、動物取扱責任者研修等の機会を通じて、法令遵守、動物の適正な飼養管理、業務に必要な知識及び技術等に対する啓発指導を実施した。（対象：県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）

② 動物取扱業者の知識・技術の向上

動物取扱業者の自主管理を推進するため、繁殖管理、従業員教育、記録の保管等について指導を行い、動物取扱責任者研修を開催した。主な活動は次のとおり

（対象：県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）

| 実施自治体 | 実施方法等 |
|-------|--|
| 神奈川県 | ・対面にて全6回実施(予定) 実績：令和8年1月28日午後、29日午前・午後、2月18日午後及び19日午前・午後 |
| 横浜市 | ・オンライン研修形式（eラーニング）で実施。（10月24日から12月19日まで実施） ・会場での視聴形式で実施。（10月24日、11月21日） |
| 川崎市 | ・1月15日及び1月27日に対面にて実施予定。 |
| 相模原市 | ・1月14日及び1月29日に対面にて実施予定。 |
| 横須賀市 | ・11月18日に対面にて実施。 |

施策 8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

① 実験動物の適正な取扱いの推進

施設の把握に努め、各施設における自主管理状況を確認するとともに、実験動物の適正な取扱いに関する国等からの情報を実験動物飼養施設に周知した。（対象：県）

② 産業動物の適正な取扱いの推進

産業動物の適正な取扱いに関する国等からの情報を、関係機関と連携し周知した。（対象：県）

施策 9 人と動物の共通感染症への取組

① 普及啓発

動物の飼い主や動物取扱業者に対し、講習会、ホームページ等において、人と動物の共通感染症に関する正しい知識や対策についての普及啓発を実施した。主な活動は次のとおり

（対象：県、横浜市）

| 実施自治体 | 実施方法等 |
|-------|--|
| 神奈川県 | ペットの重症熱性血小板減少症候群(SFTS)に関する専用サイトを立ち上げた。 |

② 調査、情報収集等の実施

動物愛護センターに収容された犬や猫等の病原体検査や情報収集を実施し、感染の実態把握及び未然防止を図った。主な活動は次のとおり（対象：県、横浜市、川崎市、横須賀市）

| | 実施内容 |
|-----|--|
| 県 | 人と動物の共通感染症の抗体保有状況等の調査の実施、結果の公表を行い、適正な飼養及び健康管理を推進した。実績：調査実施検体数 104件 |
| | 人と動物の共通感染症の病原体感染状況及び感染の恐れのある疾病の実態把握を目的とした検査等を実施し、飼養及び健康管理が適正に行われるよう指導した。 |
| 横浜市 | 動物由来感染症の情報共有及び体制整備を目的として、関連部署と包括的な情報連携体制の構築について検討した。 |
| 川崎市 | 動物愛護センターの収容動物に対し、適切な時期に病原体検査を実施し、感染の実態把握及び未然防止を図った。 |

③ 発生時に備えた対応等

人と動物の共通感染症の発生が疑われる場合、関係機関が連携して調査等の対応を実施し、拡大・再発防止を図った。また、愛がん鳥の死亡により鳥インフルエンザが疑われる場合、「死亡した愛がん鳥の鳥インフルエンザ対応マニュアル」に基づき調査を実施し、拡大防止を図った。主な活動は次のとおり

| | 実施内容 |
|-----|---|
| 川崎市 | 動物由来感染症の発生予防やまん延防止を目的に、「川崎市感染症予防計画」に基づき関係各機関及び関係団体と連携し、動物取扱業者等への啓発や発生時調査への協力を行った。 |

| | 実施内容 |
|------|--|
| 相模原市 | 高病原性鳥インフルエンザ対応に係る関係課で情報共有のため打合せ会議を行った。 |
| 横須賀市 | 動物由来感染症の発生に備え、まん延防止を目的に関係部局と情報共有を行った。 【新規】 |
| 藤沢市 | 「藤沢市健康危機管理基本指針」「藤沢市死亡した愛がん鳥の鳥インフルエンザ対応マニュアル」等に基づき対応した。 |
| 茅ヶ崎市 | 令和6年4月策定の「茅ヶ崎市感染症予防計画」に基づき、人と動物の共通感染症の発生に備え、関係部局ならびに関係機関と連携し、市民に対して周知徹底を図った。また、獣医師には、感染症法第13条に基づく届出について周知徹底を図った。 |

施策10 災害対策

① 災害時における体制の整備

災害時動物救護活動マニュアルに基づき、県内の保健所設置市等との調整を図った。（対象：県）
また、各市の防災計画に基づき、動物に係る災害対策を推進した。

（対象：横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）

主な活動は次のとおり

| | 実施内容 |
|------|---|
| 県 | 災害時に被災した動物の救援活動の円滑な実施に向けた対策を協議するため、神奈川県災害時動物救護対策連絡会議を開催した。 |
| 横浜市 | 災害時に被災した動物の救援活動の円滑な実施に向けた対策を協議するため、横浜市災害時動物救援連絡会を開催した。 |
| 川崎市 | 災害時の動物救援活動について、災害協定を締結している市獣医師会及び災害時に活動協力をいただくことが想定されるボランティアとともに、動物救援本部の立上げ及び運営訓練を実施し、具体的な活動内容等を協議した。また、避難所における同行避難体制の整備に向けた演習も同時に実施した。 |
| 相模原市 | 風水害時避難場所にペットを連れて避難する際の持ち物及びルール等について、ホームページへの掲載等により啓発を行った。 |
| 横須賀市 | 横須賀市で災害が発生した時の動物救護活動について、横須賀三浦獣医師会と締結している「災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき具体的な救護活動内容について協議した。 |
| 藤沢市 | 「避難所運営マニュアル（ペット対策編）」及び「災害時動物救護マニュアル（ペット飼い主編）」を配布し周知を図った。 市獣医師会・市内獣医大学および防災関連部署合同で勉強会を開催し、災害時の対応や課題について情報の統一化を図った。 |
| 茅ヶ崎市 | 「避難所でのペットの受け入れについて〈ガイドライン〉〈ハンドブック〉」を地域防災訓練等で配布し周知を図った。また、ペットの避難訓練を開催し、災害時における同行避難や避難生活を模擬体験してもらい、災害時のペット対策の普及啓発を行った。 |

② 平常時の準備

ペットに係る平常時の災害への備えについて、飼い主に普及啓発を行い、県・6市で災害連携検討会を開催し、発災時の連携体制について検討した。主な活動は次のとおり

実績：県・6市災害連携検討会の開催（令和7年11月11日）

| | 実施内容 |
|------|---|
| 県 | 行事開催時に災害時対策に関する展示を行い、啓発を行った。 実績：動物フェスティバル神奈川、縣市合同総合防災訓練（ビッグレスキューかながわ）等のイベントにおいて、災害時の持ち出し用品の展示等を行った。 |
| 横浜市 | 地域防災拠点や自治会等の防災訓練及び市内防災イベント等において、飼い主が日頃からできる災害時のペット対策の周知や、災害時のペット同行避難について啓発を実施した。 |
| 川崎市 | 各区の防災訓練、動物愛護フェアかわさき2025や講習会等において、ペットの災害対策に関する展示のほか、「ペットの飼い主のための防災手帳」「風水害の時 ペットと避難する際のお願い」「備えていますか？ペットの災害対策」等の啓発資料と共に「ペットの災害対策チェックシート（クリアファイル）」、オリジナルエコバッグ等を配布し普及啓発を行った。 |
| 相模原市 | 市総合防災訓練で景品付き「ペットの防災対策」クイズ、防災グッズの展示を行った。 実績：256名 |
| 横須賀市 | ペットの災害対策に関するチラシを配布し普及啓発を行った。 |
| 藤沢市 | 犬の飼い主に対し、「防災愛犬カード」を配布し災害に備え犬の情報を常時持ち歩くよう普及啓発を行った。 |
| 茅ヶ崎市 | ペットの同行避難訓練を実施した。また、ペットの防災について、市防災フェア、民間団体の主催する行事、市民まなび講座等を活用して、周知啓発を図った。 |

施策11 人材育成

① 協議会等の開催

協議会等の開催により、関係者間の協働関係の構築を図った。主な活動は次のとおり

| | 実施内容 |
|------|--|
| 県 | 神奈川県動物愛護管理推進協議会(本会)の開催（令和8年3月13日開催） |
| 横浜市 | 人と動物との共生推進よこはま協議会の開催 合計3回（令和7年6月9日、同年11月10日、令和8年3月9日） |
| 茅ヶ崎市 | 茅ヶ崎・寒川動物愛護協議会の開催（令和8年1月） |

② 動物愛護推進員の委嘱及び研修等の実施

地域における動物の愛護や適正な飼養に関する指導・助言等を行う動物愛護推進員を委嘱し、委嘱後の活動支援を実施した。主な活動は次のとおり

| | 実施内容 |
|------|--|
| 県 | 神奈川県動物愛護推進員の意見交換会及び研修会を開催した。また、令和8年度からの動物愛護推進員を募集し、委嘱する推進員を決定した。 |
| 横浜市 | 横浜市動物適正飼育推進員研修会を実施した。 合計4回（令和7年7月20日、同年9月30日、同年11月27日、令和8年2月12日） |
| 川崎市 | かわさき犬・猫愛護ボランティアに対する積極的な情報提供・情報交換、動物愛護普及啓発イベント等での協働を通じて、さらなる育成・支援を行った。 実績：各区でかわさき犬猫愛護ボランティア会議（計14回）を開催するとともに、各種登録ボランティアに、行政の活動状況に応じて、業務を支援いただいた。 |
| 相模原市 | 動物愛護推進員の打合せ会を開催した。また、人と猫との共生社会支援サポーターとサポーター連絡会議を実施し、活動の報告、今後の方針等を話し合った。 |

③ 関係機関等との連携

関係自治体の担当職員による各会議の開催により、情報の共有及び連携を図った。

また、研修の実施や環境省、厚生労働省等が行う研修への参加により、動物愛護管理業務担当者の資質の向上を図った。

神奈川県動物愛護管理推進計画の推進

「神奈川県動物愛護管理推進協議会」（本会）において、県としての事業の実施及び推進について協議した。

また、「神奈川県・保健所設置市動物愛護管理推進会議」を開催（令和8年1月23日）し、計画に基づく事業の推進及び進行管理や施策の総合的な企画及び調整した。（県）

神奈川県動物愛護管理推進計画（令和3年度～令和12年度） 令和8年度実施計画

施策1 動物愛護管理に関する普及啓発

① 動物愛護普及行事の実施

動物愛護週間等の行事として、市民、動物関係団体、獣医師会等と協力し、「動物フェスティバル」「動物愛護フェア」「動物愛護のつどい」等の動物愛護週間事業を開催し、県民の動物愛護精神の高揚を図るとともに、区民まつり等のイベント時に獣医師会、関係団体等と協力し、普及啓発活動を実施する。

② 適正飼養講習会等の開催

動物の飼養者や譲渡対象者等を対象に、適正飼養、しつけ方等についての各種教室、講習会の開催や、獣医師会に委託し相談を実施した。また、小学生等を対象としたいのちの教室、夏休み教室等を開催する。

③ 教育現場等での普及啓発の推進

保育所、幼稚園、小学校等において、発達の段階に応じて、命の大切さや動物を飼うことに伴う責任など、動物愛護に関する普及啓発を図る。

④ 広報媒体による普及啓発

インターネット、広報紙、リーフレット等を活用し、動物愛護管理に関する普及啓発を図る。

施策2 動物の引取り数減少への取組

① 飼い主への普及啓発等

動物の引取りを申し出る者に対して、原則として事前相談を受けるものとし、終生飼養や自ら譲渡先を探す等、飼い主への適正飼養指導を行い、普及啓発を図る。

② 新たに飼い主となる人への啓発

チラシやリーフレット、譲渡前講習会などを通じて、新たに動物の飼い主となる人に向けて、動物を適正に飼養するよう普及啓発を図る。

③ 繁殖制限措置の実施の推進

動物愛護センターから譲渡する犬や猫、飼い主のいない猫などを対象として、避妊又は去勢手術を実施し、みだりな繁殖の防止を推進する。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）

施策3 動物の返還・譲渡の推進

① 動物の返還の推進

動物愛護センター等に収容された犬等についてホームページに情報を公開し、また、犬の登録及び鑑札の装着など、所有明示措置を実施するよう飼い主責任の徹底について指導を実施するなど、返還を推進する。

② 動物の譲渡の推進

飼えなくなった動物の引取りや迷い犬の収容を行い、譲渡会などのイベントやSNSなどを利用した広報を利用して譲渡促進を図る。

施策4 所有明示の推進

① 犬の登録等の推進

講習会、収容犬の返還時、広報紙等への掲載により、登録を推進する。

② 所有明示の推進

マイクロチップの装着の普及啓発を行い、所有明示を推進する。

施策5 動物による危害や迷惑の防止

① 飼い主のいない猫への対策

猫の適正飼養の啓発や避妊又は去勢手術の支援等を行う。

② 飼い主への普及啓発

適正飼養講習会の実施、ホームページ等への掲載、犬の糞尿に対する啓発看板の配布などにより、動物の飼い主に対し、適正な飼養管理等について指導、普及啓発を行う。

③ 犬による危害等防止

犬については、狂犬病予防及び動物愛護管理の両面から、捕獲、抑留又は野犬等の収容により、こう傷事故等の未然防止を図るとともに、事故発生時には迅速に対応し、飼養者に対して適正な飼育方法を指導することにより事故の再発を防止する。

④ 特定動物による危害等防止

特定動物の飼養等許可及び飼養施設の監視を行い、逸走防止のための措置や特定動物の飼養又は保管に対する法令遵守を徹底させ、特定動物による危害の発生防止を図る。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）

⑤ 不適正な多頭飼育対策

犬猫の多頭飼育による不適正な飼育を防止するため、福祉部局等の関係機関と連携を強化し、飼い主に対する調査、指導等の対応を行う。

施策6 遺棄・虐待防止の取組

① 普及啓発

動物を安易に飼い始めないこと、飼養開始前に動物の習性等を理解しておくことについて、パンフレット、ホームページ等により普及啓発を図る。

② 遺棄・虐待発生時の対応

警察、市町村、自治会、動物愛護団体、獣医師、福祉部門等との連携を密にすることにより、遺棄・虐待事例発生時には迅速に対応する。

施策7 動物取扱業の適正化

① 動物取扱業者への監視指導等

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業者の登録申請、施設立入検査、苦情対応、動物取扱責任者研修等の機会を通じて、法令遵守、動物の適正な飼養管理、業務に必要な知識及び技術等に対する啓発指導を実施する。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）

② 動物取扱業者の知識・技術の向上

動物取扱業者の自主管理を推進するため、繁殖管理、従業員教育、記録の保管等について指導を行い、動物取扱責任者研修を開催する。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）

施策8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

① 実験動物の適正な取扱いの推進

施設の把握に努め、各施設における自主管理状況を確認するとともに、実験動物の適正な取扱いに関する国等からの最新情報を実験動物飼養施設に周知する。（県）

② 産業動物の適正な取扱いの推進

産業動物の適正な取扱いに関する国等からの情報を関係機関と連携し、畜産農家等に周知する。（県）

施策9 人と動物の共通感染症への取組

① 普及啓発

県民や動物取扱業者に対し、講習会、ホームページ等により人と動物の共通感染症に関する知識や対策についての普及啓発を図る。（県）

② 調査、情報収集等の実施

動物愛護センターに収容された犬や猫等の病原体検査や情報収集を実施し、感染の実態把握及び未然防止を図る。（県、横浜市、川崎市、横須賀市）

③ 発生時に備えた対応等

人と動物の共通感染症の発生が疑われる場合、関係機関が連携して調査等の対応を実施し、拡大・再発防止を図る。また、愛がん鳥の死亡により鳥インフルエンザが疑われる場合、「死亡した愛がん鳥の鳥インフルエンザ対応マニュアル」に基づき調査を実施し、拡大防止を図る。

施策10 災害対策

① 災害時における体制の整備

災害時動物救護活動マニュアルに基づき、県内の保健所設置市等との調整を図る。（県）

また、各市の防災計画に基づき、動物に係る災害対策を推進する。（横浜市、川崎市、相模原市、

横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市)

② 平常時の準備

ペットに係る平常時の災害への備えについて、飼い主に普及啓発を行ったり、県・6市で災害連携検討会を開催し、発災時の連携体制について検討する。

施策11 人材育成

① 協議会等の開催

協議会等の開催により、関係者間の協働関係の構築を図る。

② 動物愛護推進員の委嘱及び研修等の実施

地域における動物の愛護や適正な飼養に関する指導・助言等を行う動物愛護推進員を委嘱し、委嘱後の活動支援を実施する。

③ 関係機関等との連携

関係自治体の担当職員による各会議の開催により、情報の共有及び連携を図る。

また、研修の実施や環境省、厚生労働省等が行う研修への参加により、動物愛護管理業務担当者の資質の向上を図る。

神奈川県動物愛護管理推進計画の推進

「神奈川県・保健所設置市動物愛護管理推進会議」を開催し、計画に基づく事業の推進及び進行管理や施策の総合的な企画及び調整を実施する。(県)

令和7年11月19日
記者発表資料

全国初！多頭飼育崩壊の未然防止に向けてペトリエゾン（訪問型動物相談支援員）が始動します

—ペットのいのちも輝く神奈川の実現に向けて—

県では、全国初の取組としてペトリエゾン※が積極的に福祉関係機関を訪問し、ケースワーカーなどから福祉的な支援を必要とする方のペットに関する情報を聞き取り、適切な飼い方のサポートをすることで、多頭飼育崩壊の未然防止に繋げていきます。なお、この取組は、令和6年12月に開催した「黒岩知事と当事者とのオンライン対話」における提案を踏まえて、事業化しました。

※「ペット」と「リエゾン」（フランス語で橋渡しの意味で使われる）をかけた造語

1 ペトリエゾンとは

ケースワーカーなど福祉関係機関の方が直面している、「福祉的な支援を必要とする方でペットに関する困りごとがあるケース」をサポートする専任の獣医師です。

2 目的

福祉関係機関では、地域住民からの相談に応じる際にペットに関する困りごとに直面することもあり、飼い主に対して動物愛護管理の観点からの支援が必要な場合があります。

そこで、ペトリエゾンが福祉関係機関を積極的に訪問して、ペットに関する問題の解決をサポートし、不適正な飼育や多頭飼育崩壊等の未然防止を図ります。

< ペットに関する困りごとの相談例 >

- 支援対象者宅を訪問する度に犬や猫が増えている。
- ペットの飼育環境が不衛生になっている。
- ペットがいることを理由に、入院・施設入所・転居を拒んでいる。

3 訪問先

県内（横浜市・川崎市・相模原市及び横須賀市を除く）の地域包括支援センター、社会福祉協議会、県保健福祉事務所福祉主管課、市町村福祉主管課等の福祉関係機関

4 訪問開始日

令和7年11月19日

5 訪問先での実施内容

ペットに関する困りごとの相談に対して、ペトリエゾンが事案毎に改善策を考え、飼い主への助言等の支援をします。また、必要に応じてペットシッターなどのペット関連事業者への橋渡しを行い、問題解決をサポートします。

令和7年度は先行して県西地域で活動し、令和8年度以降は対象地域を広げていきます。

問合せ先

神奈川県健康医療局生活衛生部

動物愛護担当課長 石川 電話 045-210-4932

生活衛生課動物愛護グループ 遠藤 電話 045-210-4947

支援現場のペットの困り事

ペットリエゾン[※]

(県の訪問型動物相談支援員)に

お気軽に ご相談ください!

※ペットリエゾン:県の獣医師職員。「ペット」と「リエゾン」(フランス語で橋渡しの意味で使われる)を掛け合わせた造語。



支援現場でこんな困り事はありませんか?

- 支援対象者宅に訪問する度に犬や猫が増えている
- ペットの飼育環境が不衛生になっている
- ペットを飼いたがっているが世話が十分にできるか心配
- ペットの飼育費用が膨らみ、生活費を圧迫している
- ペットがいることを理由に、入院・施設入所・転居を拒んでいる



早期に相談いただくことで解決に向けて一緒に対応を検討します

ご相談方法

1

電話でご相談

2

ペットリエゾンが
福祉関係機関へご訪問

3

ご希望に応じて、
支援対象者宅に同伴

ペットリエゾン(県の訪問型動物相談支援員)にぜひ、ご相談ください

神奈川県生活衛生課動物愛護グループ

☎045-210-4947

平日 9時~12時
13時~16時

※対象地域:横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く県内地域



ペトリエゾンによる支援メニュー

1

支援対象者がペットを適正に飼うための支援

事例1

支援対象者宅に訪問する度に犬や猫が増えている
⇒●避妊去勢手術、ゾーニング等の適正飼育方法の助言

事例2

ペットの飼育環境が不衛生になっている
⇒●ノミダニ対策等適正飼育の助言、関係機関(動物愛護管理部局等)との連携

事例3

ペットを飼いたがっているが、世話が十分にできるか心配
⇒●飼育費用、避妊去勢手術、万が一の時の預け先の確保等、適正飼育に必要な知識の助言

2

支援対象者がペットを飼うのが困難になった時の支援

事例1

ペットの飼育費用が膨らみ、生活費を圧迫している
⇒●安価なペットフードの助言、新たな飼い主探しや所有権放棄の助言や方法のご案内

事例2

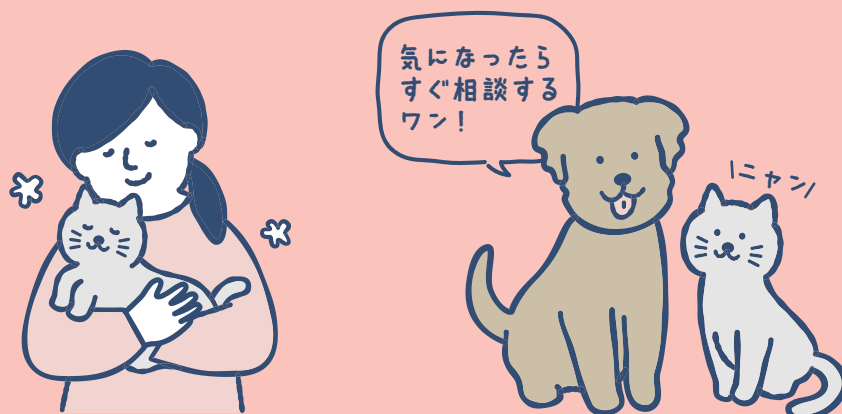
ペットがいることを理由に、入院・施設入所・転居を拒んでいる
⇒●ペットシッターやペットホテルのご案内(近隣の事業者情報の抽出)
●老犬ホームなど有料の終生飼養施設のご案内
●新たな飼い主探しや所有権放棄の助言や方法のご案内

3

会議等への参加、研修実施

- ペトリエゾンによる支援やペットの適正飼育等に係る研修実施等

※上記にないメニューについても、対応策について一緒に検討しますので、お気軽にご連絡ください。



令和7年11月12日
相模原市発表資料



動物愛護センターの整備等に関する基本協定を締結します

本市は、動物愛護行政の拠点となる動物愛護センターの整備検討に着手しており、候補地、必要な諸室、規模、整備手法等を示した「(仮称)相模原市動物愛護センター基本計画」を早期に策定する予定としています。

この度、麻布大学の敷地内への設置に向け、麻布大学の運営母体である学校法人麻布獣医学園との協議が概ね調ったことから、基本協定を締結します。

- 1 締結式日時
令和7年11月18日(火) 午後2時30分から午後2時45分まで
- 2 場所
相模原市役所本庁舎本館2階 特別応接室
- 3 出席者
学校法人麻布獣医学園 理事長 小倉 弘明 (おぐら ひろあき) 氏
麻布大学 学長 村上 賢 (むらかみ まさる) 氏
相模原市長 本村 賢太郎
- 4 基本協定の主な内容
動物愛護センターの整備候補地、整備手法、基本的な費用負担の考え方に関すること
- 5 その他
当日の取材を希望される方は、以下の問合せ先に11月17日(月)午後5時までにご連絡ください。

麻布大学は、2025年に学園創立135周年を迎えました。動物学分野の研究に重点を置く私立大学として、長年の教育研究実績を基盤に新たな人材育成に積極的に取り組んでおり、獣医学部(獣医学科、獣医保健看護学科、動物応用科学科)と生命・環境科学部(臨床検査技術学科、食品生命科学科、環境科学科)の2学部6学科と大学院(獣医学研究科、環境保健学研究科)の教育体制の下、ヒトと動物のよりよき関係をつなぐ専門性の高い人材育成を進めていきます。

麻布大学の概要：<https://www.azabu-u.ac.jp/about/>



問合せ先
生活衛生課
電話 042-769-8347

第3種郵便物認可

動物愛護センター整備

相模原市長 29年度運用目指す

麻布大敷地内

相模原市の本村賢太郎市長は12日の記者会見で、犬猫などの収容や譲渡などを行う「動物愛護センター」を麻布大学（同市中央区）の敷地内に整備する方針を決めたことを明らかにした。大学内に設置されている動物愛護センターは現在、北海道内での事例だけで、市は2029年度中の運用開始を目指す。（斎藤 佳憲）

同センターについて本村市長は「民設公営」で整備を進める方針を示し、「同大には多くの獣医師や愛玩動物看護師がいる。その強みを生かし、災害時には犬猫の収容や譲渡などにも対応したい」と述べた。市と同大は18日、同センター整備に関する基本協定を締結する。

市生活衛生課によると、獣医学部がある同大と市獣医師会、市での研究会で昨年11月、学内に同センターを設置する構想案が示された。その後、市と同大で整備候補地や整備手法、費用負担などについて協議を進め、今年10月に基本的な整備方針がまとまったという。

同センターは県内では県と横浜、川崎、横須賀市が設置。相模原市はこれまで猫の一時保護施設を市内に設けていたが、犬への対応は県に頼っていた。大学構内のセンター設置は、北海道立動物愛護センターが酪農学園大（北海道江別市）内での運用を24年度から開始している。

治安維持法100年 今を考える講演

横浜 治安維持法の制定から100年に合わせ、長年にわたって同法を研究する小樽商科大名誉教授の荻野富士夫さんを招いた講演会が16日、横浜市従会館ホール（同市西区宮崎町）で開かれる。

同法は国体や私有財産制を否定する運動を取り締まるため、1925年に制定。その後改正を繰り返して、処罰の対象を一般市民にまで広げながら、思想統制や国民監視を強めていった。

現在、高市早苗政権や国民民主党、参政党などが国の重要情報を守るための「スパイ防止法」制定を目指しているが、弁護士らからは「治安維持法の再来の恐れがある」と懸念する声が上がっている。

講演のタイトルは「治安維持法100年の歴史から今を考える―新しい戦中―にしないために」。荻野さんが同法の悪法性や現代に続く危険性について解説する。午後2〜5時。参加費800円（学生、障害者は半額）。問い合わせは、実行委員会事務局長090（6706）5147。（松島 佳子）

私立中高転編入 県内58校で実施

県は12日、私立中学・高校と中等教育学校の転・編入学試験実施計画を発表した。本年度3学期から生徒を受け入れる。県私立振興課によると、対象は保護者の転勤などによって県外から転居する生徒や海外から帰国する生徒ら。10月15日現在、高校30校（全日制28校、通信制2校）、中学校26校、中等教

育学校2校は県のホーにされている。応募条件は年、人数が学校に問い

●宅建士 などを要望 神奈川県本 治団体「全 盟神奈川県 区」は、横 区）は、横 に関わる政 務の拡充や ズムによる

スポーツを さんが指導



波戸さん(中央)にリフティングを教わる参加者ら 12日、そうこう横浜店屋上

ず、周囲の目が気になり外遊びを楽しめないなど、運動する機会が限られているという。同協会に子どもが不登校のメンバーがいる関係で初めて企画された。参加した子どもたちは波戸さんと共に、フットサルコートやその周辺で鬼役に



密輸水際阻止へ 関連機関が連携

横浜 違法薬物や拳銃などの密輸を妨ぐため、県内の関係機関

自動車関連税制 街頭で改正訴え

横浜 自動車関連税制の改正などを

果たすべく、取り組んでいく」などと話した。写真。同協議会は1947年に発足し、75回目の開催。同税関のほか、横浜地検、県警、第3管区海上保安本部、関東信越厚生局麻薬取締部などから計約50人が出席した。（横田 惇弥）

求める街頭キャンペーンが12日、横浜市神奈川区のJR東神奈川駅前で行われた。写真。日本自動車連盟（JAF）神奈川支部や県自動車販売店協会など8団体が主催し、県内の関係団体も協力した。自動車関連税制には、自動車の保有や購入にかかる「自動車税」や「自動車重量税」があり、ガソリン販売時にはガソリン税や消費税がかかる。これらがユーザーの大きな負担となっているとして、制度改正を求める声が高まっている。キャンペーンでは、関係

●国勢調査 田原市は12 80代男性が だが記載さ を紛失した 男性は10 を首に下げ 男。手助け

神奈川県動物愛護管理推進協議会委員名簿

| 区 分 | 氏 名 | 職 名 |
|-------------|--------|-----------------------|
| 獣医師会 | 相原 栄一 | 公益社団法人神奈川県獣医師会長 |
| | 関根 秀子 | 公益社団法人神奈川県獣医師会理事 |
| 動物愛護 団体等 | 山田 佐代子 | 公益財団法人神奈川県動物愛護協会会長 |
| | 田中 数馬 | 神奈川県愛玩動物協会代表 |
| | 山中 崇史 | 神奈川県狂犬病予防推進協議会長 |
| 取扱業 | 大矢 秀臣 | 全日本動物輸入業者協議会長 |
| 識見者 | 堤 智 | 平塚市立真土小学校長 |
| 学識 経験者 | 丸山 総一 | 日本大学生物資源科学部特任教授 |
| | 植竹 勝治 | 麻布大学獣医学部教授 |
| 関係行政 機関 | 笹森 雄悦 | 神奈川県警察本部生活安全部生活経済課警部 |
| | 待永 直昭 | 横浜市動物愛護センター長 |
| | 伊達 千晶 | 川崎市健康福祉局保健医療政策部生活衛生課長 |
| | 松岡 夏洋 | 相模原市健康福祉局保健衛生部生活衛生課長 |
| | 依田 隆治 | 横須賀市民生局健康部保健所生活衛生課長 |
| | 須田 俊司 | 藤沢市保健所生活衛生課長 |
| | 森 伸晃 | 茅ヶ崎市保健所衛生課長 |